

## 浜松市動物園協会ホームページバナー広告掲載実施要綱

### (目的)

第1条 浜松市動物園協会ホームページの広告掲載に関する基本的事項を定めることにより、バナー広告サービスの適正な運営を図ることを目的とする。

### (広告の掲載位置と枠数)

第2条 広告の掲載位置は、浜松市動物園協会ホームページのトップページ下部の広告枠とする。

2 広告を掲載する枠数は、通常6枠までとし、これを超える場合には最大12枠とする。

### (広告の規格)

第3条 広告の規格は、次の通りとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル、横120ピクセル

(2) 形式 JPEG形式又はGIF形式とする。ただし、GIFアニメーションは不可とする。

(3) データ容量 4Kバイト以内

### (広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、2ヶ月以上を基本とする。

2 広告の開始日及び終了日は、それぞれ、月頭と月末とする。

3 広告掲載期間中に、協会の都合によりホームページを閉鎖した時間(突発的な事故などは除く)が1ヶ月5時間以上生じたときは、掲載期間を延長することができる。

### (広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、月額5,000円とする。

### (広告掲載の申込方法)

第6条 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて掲載希望月の前々月の10日までに、郵送、ファックス、または、電子メールで申し込むこととする。

(1) 会社概要

(2) バナー広告サンプル

### (広告掲載の可否)

第7条 広告掲載の可否の決定は、[浜松市広告掲載基準](#)第4条、及び、第5条、及び、第6条の規定に基づき行う。

2 広告掲載の可否を決定したとき、広告掲載希望者にバナー広告掲載・不掲載決定通知書により通知する。

3 広告掲載希望者数が、第2条に規定する枠数を超えたときは、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

4 前項の規定によっても、第2条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

### (バナー広告表現ガイドライン)

第8条 [浜松市公式 Web サイト広告表現ガイドライン](#)第2条に該当する表現を禁止する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿(画像データ)を協会が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿(画像データ)は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(著作権等)

第10条 広告の原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合には、広告掲載の決定を受けた者が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料等が発生するときは負担しなければならない。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は被害の申立て若しくは損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

(広告掲載の中止)

第12条 次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。広告の表示の中止に伴い生じる経費は利用者の負担とする。

(1) 広告内容等が第7条第1項の規定に抵触することが判明した場合

(2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(4) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先Webページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触しているとき。

2 前項各号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告の募集)

第13条 広告掲載希望者の募集は浜松市動物園協会ホームページにて公募により行う。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 公募に当たって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。